（添付書類の省略）

第百五十六条　法第百一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第百五十九条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第百五十四条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（使用前検査）

第百五十七条　法第百一条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第百二条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第百五十八条　法第百二条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

2　法第百二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第百五十九条　法第百二条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）

二　前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合

三　法第百二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四　ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

第百六十条　法第百二条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

2　前項の記録は、その記録を行つた日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百六十一条　法第百二条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（仮合格の承認）

第百六十二条　登録ガス工作物検査機関は、法第百三条第一項の承認を受けようとするときは、様式第六十二の仮合格承認申請書に、仮合格を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（定期自主検査）

第百六十三条　法第百四条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一　ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器

二　熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

2　法第百四条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第百六十四条　法第百四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第百六十五条　法第百四条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百六十六条　法第百四条の定期自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第九十七条の五から第九十七条の八までを削る。

第九十七条の四の見出し中「事業の廃止」を「特定ガス導管事業の休止及び廃止並びに法人の解散」に改め、同条第一項中「第三十七条の七の二第九項」を「第七十四条第一項」に、「ガス導管事業の廃止」を「特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止」に、「様式第四十七の三のガス導管事業廃止届出書を」を「様式第五十九の特定ガス導管事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に」に改め、「提出しなければならない。」の下に「ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。」を加え、同項に次の二号を加える。

一　休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二　休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類